

平成 26 年度第 1 回長野市社会福祉審議会 会議録(概要)

- 1 日 時：平成 26 年 5 月 29 日(木) 13 時 00 分～15 時 00 分
- 2 場 所：講堂（長野市役所第二庁舎 10 階）
- 3 出席者：委員 20 名（欠席者 4 名）、事務局 12 名、傍聴人 2 名、報道関係者 2 名
- 4 議 事：
 - (1) 正副委員長の選出
 - (2) 諮問事項
 - ア 第四期長野市障害福祉計画について
 - イ 人工透析患者等見舞金支給事業の見直しについて
 - ウ 「子ども・子育て支援新制度」における長野市の保育所等利用者負担について
 - エ 第 7 次長野市高齢者福祉計画・第 6 期長野市介護保険事業計画の策定について
 - オ 第三次長野市地域福祉計画について
 - (3) 専門分科委員等の指名
 - (4) 報告事項
 - ア 子ども・子育て支援新制度について
 - イ 婚活支援事業について
- 5 議事概要：
 - (1) 正副委員長の選出
 - (委 員) 事務局にお考えがありましたら、ご提案をお願いします。
 - (事務局) 委員長に長野市社会福祉協議会会長の増山委員を、副委員長に長野市民生児童委員協議会高齢者福祉部副部会長の柳原委員を提案

【質疑応答】なし

【出席委員の拍手にて承認】
 - (2) 諮問事項
 - ア 第四期長野市障害福祉計画について

(事務局) 資料 1 により障害福祉課から説明を行った。

【質疑応答】

(委 員) 第四期長野市障害福祉計画についてももう少し説明をいただきたい。「4 第

四期計画策定時における主なポイント」の中で、成果目標に関する事項のうち、例えば、「イ 精神科病院から地域生活への移行促進」とあり、入院後3ヶ月及び1年時点の退院率の上昇並びに在院期間1年以上の長期在院者の減少について、具体的な数字が目標設定として出てくると思うのだが、退院者の受け皿づくりを同時に進めていかないと問題になってくるのかと思う。また、都道府県の目標数値をベースにした市の目標数値になると思うが、それが達成されないとペナルティーがあるのか。

(事務局) 現段階では細かい部分についてお示しできないところがあるが、これは国の基本指針であり、なるべく早く、在宅での生活ができるようにという考えの基でこのような記述になっているのかと思う。やみくもに長期入院をしているから在宅にということでは本人のためにはならないことであり、それぞれの地域の実情に応じて考えていかなければならないと思っている。現段階で、ペナルティーを課すという方針は示されていない。

(委員) 地域の中では、精神疾患の患者さんが増えている動向もあるかと思う。全て入院がベストだとは思わないが、地域、本人の状況等を踏まえた中で、様々な支援メニューがある中での支援の移行とならないと、大変追い詰める状態になってしまうので、その辺は十分御配慮いただきたい。

イ 人工透析患者等見舞金支給事業の見直しについて

(事務局) 資料2により障害福祉課から説明を行った。

【質疑応答】

(委員) 昨年、難病の見舞金制度の廃止があった。3月の議会に存続を求める請願が出され、審議された経過がある。そのときに、社会福祉審議会からこの答申をされる前に、当事者への説明がなかったこと、当事者の意見を聞くべきではなかったかという意見が委員会であったと認識している。

人工透析は週2回、3回と回数が違うと思うのだが、562人の回数別の人数があれば知りたい。

自分のところに来た相談に、タクシー券の補助が年間36枚あるが、それを増やしていただけないかというものもある。地域の移送サービスを利用して通院している実態もあると思うが、こうした皆さんにとって見舞金は増額すべきものではないか。時代にそぐわないという理由で見直しを行うということであったが、透析患者は通院を行わないと命にかかわるものであり、見舞金は大変有効なものであると思うがどのように認識されているか。

(事務局) どのくらいの頻度で通院されているかということについては、私どもが認識しているのは週に2回、3回という方が多いという一般論でしか把握していない。人数まではつかんでいない。

見舞金が時代にそぐわないという点については、見直しをどのように考え

るかということにもなるが、廃止を念頭において行うのではなく、廃止も見直しの中の一つとして、様々なところから見直しの方向を探り、審議をいただきたい。

(委員) 見直しは減額または増額もあるという諮問と捉えてよいか。

(事務局) 事務局としては増額は困難だという認識はある。

(委員) 見直しはどのような諮問の内容なのかお聞きしたい。

(事務局) 見舞金支給事業自体がいかかという意見をいただきながら、見舞金ではなく、何か力添えになれることがあるかなどを含めて、様々な意見、提案をいただきたいと考えている。

(委員) 人工透析患者等見舞金支給事業の見直しとあるが、平成 25 年度から廃止になった難病患者を含めた見直しとなるか。

(事務局) 見直しについては、現在ある見舞金で、人工透析患者及び在宅酸素療法を対象とするものである。

ウ 「子ども・子育て支援新制度」における長野市の保育所等利用者負担について

(事務局) 資料 3 により保育課から説明を行った。

【質疑応答】 なし

エ 第 7 次長野市高齢者福祉計画・第 6 期長野市介護保険事業計画の策定について

資料 4 により介護保険課・高齢者福祉課から説明を行った。

【質疑応答】

(委員) 先程の保育の利用料についても、今週になって、国から仮単価が示される状況であるし、この高齢者関係についても国がどういうものを示すかというのが現段階で不確定である。今後、それが市民に知らされて、長野市の計画を作っていくことになるが、市民への周知期間が十分でないまま、拙速に進めていかなければならない中で、市民の実態や声が反映されたものになるのか危惧している。その点、事務局としてはどのように捉えているのか。

(事務局) 市としてできる周知を様々な方法で行っていくつもりである。タイトなスケジュールではあるが、ご協力をいただきたい。

(委員) 計画は市民のニーズ、アンケート等を踏まえてつくっていくのが重要であると考え。大変短い期間になると思うが、市民の声が反映されるような計画を作成いただけるように要望する。

オ 第三次長野市地域福祉計画について

(事務局) 資料 5 により厚生課から説明を行った。

【質疑応答】

(委員) 32 地区分の計画ができ、それを審議するということがよいか。

(事務局) 地区における地域福祉活動計画の策定は既に、市内 32 地区中 28 地区が完

了しており、残りの4地区についても、それぞれ着手しているところである。
今回は長野市全体の地域福祉計画について策定するものである。

(委員) 32地区は人口動態等様々である。各地区で計画ができていのであれば、長野市全体のものをつくる必要性はどのようなところにあるのか。

(事務局) 分科会で資料を配布するが、第三次計画の中間評価を行う中で長野市社会福祉協議会と市厚生課職員で地区を回り、実態を把握した。その中で出てきている課題について、長野市全体として、地域の方と協働してどうやって推進していくか検討するものである。

(委員) 32地区でそれぞれに応じたものをつくっていながら、長野市全体としてまとめることによって、どんなメリットがあるのか、どのような必要性があるのか、今後で良いので資料を示していただきたい。

(3) 専門分科会委員等の指名

(委員長) 配付した名簿の内容をもって専門分科会委員の指名とさせていただきたい。

【質疑応答】なし

(4) 報告事項

ア 子ども・子育て支援新制度について

(事務局) 資料6によりこども政策課から報告を行った。

【質疑応答】

(委員) 素々案の第7章で、障害児の項目があるが、障害がある子ども達の子育てということについても、子ども・子育て支援事業計画で検討していくべきものなのか。障害のある子ども達の可能性を伸ばして、地域で子育てをしていくという体制については、どこの部署で、向き合っているのか。

(事務局) 今回の事業計画は、量の見込みとその方策が中心である。それを推進する上での関連項目のものとなる。素々案29ページに障害児施策の充実について計画している。

(委員) 障害のある子どもさんの子育てで本当に困っている保護者も大勢おり、特別な支援を必要としている子どもや家族の数に対して、市の受け皿が圧倒的に足りないことを市は把握していると思う。ここにはそのことは出てこないが、要望として、障害のある子どもの子育てということも当たり前を含めて考えていただきたい。

(事務局) 今年、こども未来部を設置し、子育て支援課こども相談室の中で、あらゆる子育てに関する窓口というかたちで対応を進めているところである。

(委員) 教育・保育提供区域の設定は必須とされて、基本形が12の型が示されて

いる。地理的条件、社会的条件を勘案して設定していると示されているが、人口や子どもの条件等、どのように設定されたのか説明いただきたい。

4 ページの将来の人口推計で平成 52 年には、30 万人を下回ると推計があるが、どこのデータからか説明いただきたい。国立社会保障・人口問題研究所によると平成 25 年 3 月に 30 万人を少し超える推計になっている。

(事務局) 区域分けであるが、ニーズ調査の中で「どちらの地区にお住まいで、どちらの地区にある保育所に行きたいですか」、「その通所の困難度、負担度はどれくらいか」というものを基に区域分けしている。また、そこにある保育所の定員等がある程度均衡する形で似たような地域を設定している。あくまでも計画策定上の区域分けで、これによって、利用者が拘束されることはないということをご理解いただきたい。

人口推計であるが、企画課統計担当長野市将来人口推計平成 22 年度から引用している。

(委員) 20 ページの 1 号認定については南北 2 つの区域設定がされている。供給基盤のバランスを考慮し、犀川を挟んで北側、南側にとあるが、もう少し説明いただきたい。

(事務局) 国からの指針によると提供する事業ごとに設定も可能であることから、1 号認定は主に幼稚園の利用になるが、長野市の場合は私立幼稚園しか存在しない状況である。その中で教育理念が重視されてくることや、設置場所を包括した中で、通園の便等を考えて大きく 2 つに分けている。

イ 婚活支援事業について

(事務局) 資料 7 によりこども政策課から報告を行った。

【質疑応答】なし